

さらなるごみの減量化を進めるために、ごみの減量に関するポイントや、分別の注意点などを紹介するシリーズ「ごみ減量通信」。
今回は、資源の出し方の注意点を紹介します。

ごみの出し方全般

- ① 資源を出す場合は、地域で決められた時間を必ず守ってください。
- ② 各家庭に配布されている「家庭ごみ・資源の分け方・出し方」及び「資源の分け方(参考例)」を参照し、分別して出してください。
- ③ 空き缶・ビン・ペットボトルは、必ず水洗いしきれいに拭き出して出してください。(特に、油の付いた缶やビンなどは、よく洗ってください)



- ④ 空き缶・ペットボトル・一升ビン・ビールビン・牛乳パックは大きな青色のコンテナ、雑ビンは黄色のコンテナ、乾電池は専用の小さな青色のコンテナにそれぞれ入れてください。
- ⑤ 紙類は、種類別(新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール)に積み置きして、生きビンはコンテナへ横にして出してください。(高地区は専用ケースに入れてください)

資源①の注意点

空き缶 スチール缶とアルミ缶の分別

- ① 缶はつぶさないでください。
- ② 資源として出せる缶は、一斗缶の3分の1程度以下の大きさで、シユース缶・缶つめ缶・のり缶・ミルク缶・お茶缶などです。
- ③ 入浴剤などの口に入れられない物が入っていた缶や、洗ってもきれいならない缶などは「その他粗大ごみ」です。



(注意) 洗ってもきれいにならない缶を出す場合は、透明または半透明の袋に入れ、「粗大」と表示して出してください。

雑ビン (透明・茶色・緑色・黒色・その他の色のビンなどの分別)

- ① 必ず、ふたを取って出してください。
- ② ビンの分類は、口の色で分類してください。例えば、口部分の色が透明ならば、ビン自体が何色でも透明ビンとなります。
- ③ 透明・茶色・緑色・黒色の4色に分別できるのは、口に入れられる物が入っていたビンだけです。
- ④ 化粧品や塗り薬のビンは、色に関係なく『その他の色ビン』です。カップ酒の容器は、耐熱ガラスなので『その他の色ビン』です。
- ⑤ その他の色ビンに分類されるものは、4色以外のビン・口に入れない物のビン・コップや窓ガラスなどのガラス片・陶磁器(欠けてない物・欠けた物でも可)



油缶・スプレー缶・カセットガスボンベ缶・ビンやボトルの金属製のふた・取れた缶詰のふただけです。

- ⑤ 針金・カミソリの刃・スプーン・おたまなど、空き缶以外の金属、電球・蛍光管・100円ライター・ラップの金属などは、「その他粗大ごみ」です。

ペットボトル

- ① ペットボトルマークのあるもので、清涼飲料水・焼酎・酒類・しょう油のボトルに限ります。
- ② 必ず、ふたを取って、ラベルをはがさないで、つぶして出してください。
- ③ ペットボトルマークがあっても、ソース・ドレッシング・油のボトルは「もえるごみ」です。



今回は、資源ごみ②の注意点を紹介します。

【問い合わせ】環境課
ごみ減量係 ☎83-8692
清掃係 ☎83-8126
FAX 83-5896

危険！ 違法ドラッグ！！

違法ドラッグとは、法律の規制が及ばないかのように「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」と称して販売されている薬物です。
近年では、この違法ドラッグの乱用により引き起こされたと考えられる事件や事故が発生するなど、大きな社会問題となっています。

違法ドラッグってどういうもの？

違法ドラッグとは、「脱法ドラッグ」「合法ドラッグ」などと称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用を引き起こすものとして販売されているものがあります。規制を逃れるため、ビデオクリーナー、芳香剤、アロマオイル、鑑賞用植物、ハーブ、お香などを装い販売されている製品もあります。



▲ブレンドハーブ ▲芳香剤
▲ビデオクリーナー ▲お香
▲装い商品の一例
※写真は厚生労働省のホームページより

違法ドラッグはどうして危険？

近年、違法ドラッグの乱用による青少年の事故や事件が増加しています。
違法ドラッグは「合法ドラッグ」などと称していても、強い急性の精神・身体毒性を持つ薬物もあり、使用すると人体に悪影響を及ぼし、死に至る危険性があり大変危険です。また、使用による錯乱状態で、他者に危害を加えてしまう事故や事件を起こしてしまうこともあります。

指定薬物として規制強化

平成19年4月1日に薬事法が改正され、違法ドラッグの規制や取り締まりが強化されました。
中枢神経系の興奮等に作用があり、人体に使用された場合に保健衛生上の危害が生じる恐れのある薬物が「指定薬物」と定められました。

この「指定薬物」およびこれを含む物については、薬事法において、医療目的以外の製造・輸入・販売・授与、また販売目的での貯蔵・陳列を禁止しています。これに違反した場合は罰則が科せられます。店舗インターネットでの販売・陳列等は絶対に行わないでください。
また、空き店舗の貸し出しなどについても十分に注意してください。

だまされないで！
違法ドラッグは
あなた自身の
心と体と人生を
壊す薬物です。

心身を壊す
違法ドラッグ
被害例
幻覚・幻聴
急性中毒
意識消失
呼吸停止
視覚過敏
意識錯乱など



【問い合わせ】
健康増進課成人健康係
☎83-8122
FAX 83-18619